

岩手県告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成30年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 開発区域に含まれる地域の名称 上閉伊郡大槌町小槌第19地割字野々向123番及び第21地割字三枚堂1番1
- （2） 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県
- 2（1） 開発区域に含まれる地域の名称 上閉伊郡大槌町小槌第21地割字高清水84番1及び第25地割字金崎126番
- （2） 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県
- 3（1） 開発区域に含まれる地域の名称 上閉伊郡大槌町小槌第21地割字三枚堂112番
- （2） 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県